

創業するなら野々市市で！

野々市市、野々市市商工会、日本政策金融公庫金沢支店、地域金融機関が連携して「野々市市創業支援ネットワーク」を結成し、野々市市内で創業を希望する方、創業後5年未満の方への支援を行っています。

創業に関するご相談は、当ネットワークでお受けいたしております。創業準備中の方はもちろん、まだ具体的なプランをお持ちでない方のご相談にも対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

野々市市創業支援ネットワークのお問い合わせ先

支援機関名	所在地	電話番号
野々市市 地域政策地域振興課	野々市市三納一丁目1番地	076-227-6160
野々市市商工会	野々市市白山町8番16号	076-246-1242
日本政策金融公庫 金沢支店	金沢市南町6番1号 朝日生命金沢ビル	076-263-7192
北國銀行 創業サポートチーム	金沢市広岡二丁目12番6号	076-225-8112
北陸銀行 野々市支店	野々市市栗田五丁目446番地	076-246-2911
福井銀行 野々市支店	野々市市横宮町5番1号	076-248-4221
はくさん信用金庫 野々市支店	野々市市本町三丁目7番9号	076-248-0321
金沢信用金庫 野々市支店	野々市市本町六丁目25番10号	076-248-4151
のと共栄信用金庫 野々市支店	野々市市高橋町18番18号	076-246-3721
興能信用金庫 額支店	金沢市額乙丸町八80番地	076-298-2332

特定創業支援等事業について

特定創業支援等事業とは、創業希望者等を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識習得を目的として継続的に行う支援です。

野々市市では、野々市市商工会が実施する「創業塾」が特定創業支援等事業となっています。「創業塾」の実施時期等の詳細につきましては、野々市市商工会(076-246-1242)へお問い合わせください。

特定創業支援等事業を受けた方にはメリットがあります

特定創業支援等事業を受けた方には、以下のメリットがあります。

※①～③の手続きには、特定創業支援等事業を受けたことの証明書が必要です。

メリット① 会社設立時の登録免許税の減免

会社を設立する場合には、登録免許税の軽減を受けることが可能です。

- ・株式会社：資本金の0.7%→0.35%（最低税額の場合、15万円→7.5万円）
- ・合同会社：資本金の0.7%→0.35%（最低税額の場合、6万円→3万円）

メリット② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。

メリット③ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

特定創業支援等事業により支援を受けた方は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

メリット④ 野々市市の創業者支援事業補助金

野々市市の創業支援事業補助金が受けられます。詳細につきましては、野々市市ホームページをご覧ください。

